

鳥取県立とっとり賀露かっこ館指定管理者募集要項

鳥取県立とっとり賀露かっこ館の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、平成31年4月1日から施設の管理等に関する業務を行う指定管理者を次のとおり募集する。

1 施設の概要

名 称	鳥取県立とっとり賀露かっこ館				
所 在 地	鳥取市賀露町西三丁目27-2				
設置目的	かにを中心とした水生生物及び水産の魅力を鳥取県の内外に発信し、もって鳥取県の観光及び水産の振興に資する				
構 造	木造平屋（一部2階）切妻屋根				
敷地面積	10,000.12平方メートル 建物敷地、芝生広場、駐車場				
建築面積	808.11平方メートル				
開 館	平成15年8月10日				
主な施設内容	展示場 木造703.66平方メートル <展示部> 展示室、体験実習室、松葉がに牧場 <福祉設備> 音声誘導装置、オストメイト、点字ブロック、授乳室、多目的トイレ、車いす等 車庫・倉庫棟 R C 54.1平方メートル 駐車場 鉄骨36.4平方メートル 海水取水ポンプ室 R C 13.95平方メートル				
展 示 物	水生生物数（概数）	飼育数		展示数	
		種類	数量	種類	数量
	かに	50	1,600	30	1,000
	さかな	60	500	40	300
	やどかり・ひとで等	30	400	25	300

2 指定管理者が行う業務

(1) 業務の内容

指定管理者は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を行うこと。

- ア 鳥取県立とっとり賀露かっこ館の水生生物の飼育管理に関する業務
水生生物の飼育管理、飼育環境（水温・水質・換水率等）の確認及び調整、飼育設備（水槽・濾過器・調温装置・ポンプ等）の点検及び管理
- イ 鳥取県立とっとり賀露かっこ館の施設設備の維持管理に関する業務
鳥取県立とっとり賀露かっこ館の設置及び管理に関する条例（以下「かっこ館条例」という。）に基づく鳥取県立とっとり賀露かっこ館の施設設備の維持管理に関する業務（県が示す備品の計画的な購入、施設の清掃、保安警備、保守管理及び修繕）
- ウ その他鳥取県立とっとり賀露かっこ館の管理運営に必要な業務
来館者の受付及び案内、附属設備及び備品の貸出、利用指導又は操作及び利用者へのサービス提供並びに施設の利用促進に関すること。

(2) 管理の基準（業務運営の基本的事項）

指定管理者は、次の基本方針及び基本的事項に基づき、鳥取県立とっとり賀露かっこ館の適切な管理運営を行うこと。

ア 基本方針

- (ア) 公の施設であることを念頭において、公平な利用を確保しながら管理運営を行うこととし、正当な理由なくして特定の者に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (イ) 利用者が安全かつ快適に施設を利用できるよう、又施設の機能が最大限に発揮され

るように適正な維持管理を行うとともに、効率的な運営による経費の節減に努めること。

- (ウ) 鳥取県を代表する水産資源であるかにを中心とした多様な水生生物を展示してその生態等の紹介を行うとともに、これらの水生生物及び水産に関する体験学習の場を提供することにより、かにを中心とした水生生物及び水産の魅力を鳥取県の内外に発信し、もって鳥取県の観光及び水産の振興を図ること。
- (エ) マリンピア賀露内の賀露中央海鮮市場協同組合及び株式会社食のみやこ鳥取地場産プラザわったいなとの連携をはかること。
- (オ) 利用者の要望を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めていくとともに、施設の利用促進に努めること。
- (カ) 鳥取県と密接に連携を図りながら管理運営を行うこと。

イ 基本的事項

(ア) 開館時間

鳥取県立とっとり賀露かにかっこ館の開館時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て決定すること。

ただし、知事から指示があった場合には、指定管理者は、開館時間を臨時に変更することができる。

この場合において、開館時間には、その日の始業及び終業の作業に要する時間は含まないものであること。

(イ) 休館日

鳥取県立とっとり賀露かにかっこ館の休館日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て決定すること。

ただし、知事から指示があった場合には、指定管理者は、休館日を臨時に変更することができる。

(ウ) 利用の制限

鳥取県立とっとり賀露かにかっこ館の設置及び管理に関する条例第6条の規定に基づき、次のいずれかに該当する者に対して、鳥取県立とっとり賀露かにかっこ館の利用を拒み、又は鳥取県立とっとり賀露かにかっこ館からの退去を命ずることができること。

- a 鳥取県立とっとり賀露かにかっこ館の施設設備又は展示物をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をする者
- b 所定の場所以外の場所において喫煙する者
- c 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をする者
- d 上記のほか、鳥取県立とっとり賀露かにかっこ館の管理上支障があると認められる者として管理規則で定める者

(エ) 入館料

鳥取県立とっとり賀露かにかっこ館の入館料は無料とする。

(オ) 個人情報の保護

指定管理者は、鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第11条第4項において準用する同条第2項及び第3項の規定を遵守し、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、鳥取県立とっとり賀露かにかっこ館の管理に関し知り得た情報を漏らし、又は管理以外の目的に使用してはならないこと。

(カ) 情報の公開

指定管理者は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号。以下「情報公開条例」という。）の規定を遵守し、鳥取県立とっとり賀露かにかっこ館の管理に関して保有する情報の公開に関する事務を適切に行うこと。

(3) 留意事項

- ア 指定管理者が行う業務の内容の詳細については、鳥取県立とっとり賀露かにかっこ館指定管理者業務仕様書（以下「仕様書」という。）によること。
- イ 指定管理者が行う委託業務を一括して他の者に委託することはできないこと。ただし、委託業務のうち、清掃、警備等一部の業務については、専門の事業者に委託することができること。なお、委託しようとする場合は、あらかじめ事業計画書に記載すること。

また、委託する場合には、指定管理者は受託者の業務の実施日、実施場所、実施内容等鳥取県立とっとり賀露かっこ館の管理に必要な事項を把握し、必要に応じて適切な指示を行うこと。

ウ 指定管理者は、鳥取県立とっとり賀露かっこ館の利用促進のため、県の承認を受けて、自ら料金を徴収する事業（以下「自主事業」という。）を実施できること。なお、自主事業を実施しようとする場合は、あらかじめ事業計画書に記載すること。ただし、自主事業が公序良俗に反するものである場合は承認しない。また、自主事業が、施設の設定目的等を逸脱していると県が判断した場合は、自主事業の中止を指示するものとする。

エ 県内需要の拡大、県内業者の活用が求められる中、指定管理者は、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、委託業務の実施に当たっては県内事業者への発注に努めること。なお、特に委託、工事請負については原則県内事業者へ発注しなければならないが、やむを得ず県外事業者へ発注する必要があるときは、あらかじめ県に協議すること。

また、発注先の業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益につながる活動を行う法人等（暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与え、又は経営幹部が暴力団員と密接な交際をするなどの事実がある法人等）でないこと。

なお、指定管理者は、発注先として選定しようとする業者が暴力団等でないことを確認するため、県に照会することができる。この場合、県は、該当の有無について、鳥取県警察本部に照会を行う。

オ 指定期間中に指定管理者から施設の改修を伴う提案があった場合においては、その提案の内容に応じ、県が施設の改修を行うことがあること。

カ 指定管理者の職員及び業務の再委託を受けた者の職員が通勤のために使用することのできる施設内駐車場はないこと。

キ 指定管理者は、指定管理の施設、設備等に関する事故が発生したときは、具体的な被害の発生の有無に関わらず、以下のいずれかに該当する場合は、速やかに県への報告及び公表を行うこと。

（ア）来場者及び従業員の身体、生命に被害を生じさせる可能性があるものである場合

（イ）施設の運営・管理に大きな影響が生じる場合（主要施設を利用中止又は制限する場合など）

3 指定期間

指定管理者の指定期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。ただし、16の（1）又は（2）により適正な施設管理の継続が困難と認められるときは、当該指定期間の途中においても指定を取り消すことがある。

4 指定管理料その他の収入の取扱い等

（1）指定管理料の支払

県は、鳥取県立とっとり賀露かっこ館の管理運営に必要な経費として指定管理料を支払う。

指定期間中の指定管理料の額は、次の表に定める各年度ごとの額を上限として募集時に指定管理者から提出された事業計画書の金額を基に別途協定で定める額とする。

（千円）

年度	指定管理料の額	うち消費税額及び地方消費税の額
平成31年度	53,281	489
平成32年度	53,744	978
平成33年度	54,122	985
平成34年度	53,592	975
平成35年度	53,747	978
合計	268,486	4,405

上記金額は、平成31年10月に消費税率が8%から10%に引き上げられることを見込んだ額であり、法令改正により消費税率が変更になった場合には、原則として県は新たな税率で委託料を再算定して指定管理料額を変更する。

なお、委託料の支払は、原則四半期ごとに年間の支払計画に基づき行う。

(2) その他の収入等の取扱い

鳥取県立とっとり賀露かっこ館の利用者へのサービス提供に伴う収入その他の収入は、指定管理者が自らの収入として収受する。

なお、協定に定める指定管理料の額が指定管理者の業務の実施に要する費用の額に達しない場合においても、県は、その差額を補填しない。

5 県及び指定管理者の責任の分担

県及び指定管理者の責任は、原則として、次の表の左欄に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ同表の責任の欄に○印の付いた者が負うものとする。なお、その詳細は、県及び指定管理者が締結する協定で定める。

項 目		責 任	
		県	指定管理者
物価の変動	人件費、光熱水費等物価変動に伴う管理経費の増		○
金利の変動	金利の変動に伴う管理経費の増		○
関連法制度の改正	施設等の設置基準の変更に伴う施設等の新築又は改良	○	
	施設等の管理基準の変更に伴う管理経費の増	協議事項	
	上記以外のもの		○
施設、設備及び備品 (以下「施設等」という。)の損傷	施設等の設置上の明白なかしに係るもの	○	
	施設等の管理上の明白なかしに係るもの		○
	上記以外のもの	協議事項	
施設等の利用者等への 損害賠償	施設等の設置上の明白なかしに係るもの	○	
	施設等の管理上の明白なかしに係るもの		○
	上記以外のもの	協議事項	
施設等の改良・修繕	施設等に係る修繕（発注1件当たり50万円未満のものに限る。）		○
	施設の構造及び設備の改良並びに施設等に係る修繕（発注1件当たり50万円以上のものに限る。）	○	
備品の購入	施設等の管理の観点から、県が指定管理者に貸与する備品の更新及び県が新たに貸与する備品の購入（ただし、指定管理料による購入を県が指示又は承認した備品の購入を除く。）	○	
	その他の備品		○
災害保険（建物）への加入		○	
委託業務に要する経費（上記のうち県の責任分担とされたものを除く。）の負担			○
包括的管理責任		○	

※協議事項については、事案の原因ごとに判断する。ただし、第1次責任は、指定管理者が有するものであること。

※修繕とは、施設等の劣化若しくは損傷部分又は機器の性能若しくは機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。

※備品とは、性質及び形状を変えずに長期間にわたって継続使用に耐える物品及び長期間にわたって保存しようとする物品のうち、取得価格が5万円（図書にあっては1万円）以上のものをいう。

6 応募資格等

(1) 応募資格

鳥取県立とっとり賀露かっこ館の指定管理者に応募することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。なお、ア、オからケまで及びシについては、応募後であってもその要件を満たさなくなったときは、指定管理者に係る資格を失うものとする。

ア 鳥取県内に事務所を置き、又は置こうとする法人等（複数の法人等が共同して応募する場合、構成団体に1者以上、鳥取県内に事務所を置き、又は置こうとする法人が含まれているグループ）であること。

イ 12の(3)の面接審査の日の前日において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、本県から一般競争入札の参加者資格を取り消されていない法人等であること。

ウ 12の(3)の面接審査の日の前日において、本県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について、指名保留、指名停止その他の一定期間を定めて指名の対象外とする措置を受けていない法人等であること。

エ 募集の受付期間の最終日から起算して1年前の日までの間に労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令の違反によって公訴を提起され、送検され、又は命令その他の当該法令の規定に基づく行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けた法人等でないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた法人等又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた法人等でないこと。

カ 法人等の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益につながる活動を行う法人等（暴力団員であることを知りながら、次の（ア）から（カ）までのいずれかの事実があるものをいう。）でないこと。

（ア）暴力団員を経営幹部とすること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団員を代理人又は受託者等として使用すること。

（エ）暴力団員が経営幹部となっている個人又は法人に委託業務を再委託すること。

（オ）暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えること。

（カ）経営幹部が暴力団員と密接な交際をすること。

ク 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納がない法人等であること。

ケ 鳥取県議会の議員、知事、副知事、教育長、指定管理者の候補者の選定の決定に関する県の職員、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員（監査委員を含む。）、これらの者の配偶者、子及び父母並びにこれらの者と生計を同じくしている者が社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役、理事長、副理事長、専務理事、常務理事その他これらに準ずる役員等に就任している法人等（境港管理組合を除く。）でないこと。

コ 応募の日において、地方自治法第244条の2第11項の規定により本県から指定管理者の指定を取り消され、又は指定管理候補者の選定を辞退した法人等（以下「指定取消法人等」という。）にあつては、当該取消し又は辞退の日から起算して3年を経過していること。

サ 応募の日において、指定取消法人等にあつては、当該取消し又は辞退に係る公の施設の管理に関する条例に定める指定管理者の管理の期間の満了後2回の指定期間を経過していること。

シ コ及びサの応募資格を満たさない指定取消法人等の代表者が役員等に就任している法人等でないこと。

（2）複数の法人等による応募

鳥取県立とっとり賀露かっこ館のサービスの向上又は委託業務の効率的実施を図る上で必要である場合には、複数の法人等（以下「グループ」という。）が共同して応募する

ことができること。この場合においては、次の事項に留意すること。

ア グループの名称を設定し、グループ内で代表となる法人等を定めること。この場合において、他の法人等は、当該グループの構成団体として扱うこと。なお、代表となる法人等又は構成団体の変更は、原則として認めない。

イ グループの構成団体間における委託業務に係る各団体の役割、経費に関する連帯責任の割合等を、別途協定で定めること。

ウ 単独で応募した法人等は、グループ応募の構成団体となることができないこと。

エ 同時に複数のグループの構成団体になることはできないこと。

オ グループの代表となる法人等及び構成団体のすべてが、(1)に掲げる応募資格のすべてを満たす法人等であること。

カ 11の(3)の応募書類のエからサまでは、構成団体ごとに提出すること。

7 募集及び選定等の日程

指定管理者の募集は、次の日程により行う。ただし、面接審査以降の日程は、予定であり、必要に応じて変更する場合がある。この場合において、応募した法人等には、その旨通知を行う。

募集要項の配布	平成30年7月9日(月)から8月15日(水)まで
質問事項の受付	平成30年7月9日(月)から8月9日(木)まで
現地説明会	平成30年7月17日(火)
募集の受付期間	平成30年7月2日(月)から8月15日(水)まで
面接審査	平成30年8月下旬 (時間、場所、実施方法等は、応募した法人等に別途通知する。)
審査結果の通知	平成30年8月下旬
指定管理者の指定	平成30年10月中旬(議会の議決を経て行う。)
協定の締結	平成31年2月下旬まで

8 募集要項の配布

募集要項は、次のとおり配布する。

- (1) 配布期間 平成30年7月9日(月)から同年8月15日(水)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 配布場所 鳥取県農林水産部水産振興局水産課
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220(県庁本庁舎4階)
電話 0857-26-7309
ファクシミリ 0857-26-8131
メールアドレス suisan@pref.tottori.lg.jp

9 質問事項の受付及び回答

募集要項の内容等に関する質問は、次のとおり受け付け、回答する。

- (1) 受付期間 平成30年7月9日(月)から同年8月9日(木)まで
- (2) 受付方法 質問票(別紙様式)に記入の上、8の(2)の場所へファクシミリ又は電子メールにより提出すること。
- (3) 回答方法 質問者へ個別にファクシミリ又は電子メールで回答するとともに、ホームページにも随時掲載する。

10 現地説明会の開催

- (1) 日 時 平成30年7月17日(火)午後2時から午後3時30分まで
- (2) 場 所 鳥取県立とっとり賀露かっこ館

- (3) 申込方法 現地説明会への参加を希望する旨並びに法人等の名称、代表者名及び参加希望者（各法人等3名まで）を明記の上、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより、平成30年7月13日（金）午後5時15分までに、8の（2）の場所へ申し込むこと。

なお、申込期限までに申し込みがあった場合は現地説明会を開催することとしていますが、期限までに申し込みが1件もなかった場合は開催しませんので御承知置きください。

1.1 応募の手続

- (1) 応募書類の受付期間及び時間

平成30年7月9日（月）から同年8月15日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第78号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

- (2) 応募書類の提出方法及び提出場所

ア 応募書類は、持参又は郵便等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものをいう。以下同じ。）により提出すること。

なお、郵便等による提出は、平成30年8月15日（水）の午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

イ 応募書類は、8の（2）の場所に提出すること。

- (3) 応募書類

次の書類を提出すること。この場合において、応募書類の作成及び提出に要する費用は、すべて申請を行う法人等の負担とする。なお、各書類の説明は、別紙提出書類一覧を参照すること。

ア 指定管理者指定申請書〔様式1〕

イ 鳥取県立とっとり賀露かっこ館の委託業務に関する事業計画書〔様式2〕

ウ 鳥取県立とっとり賀露かっこ館の委託業務に関する収支計画書〔様式3〕

エ 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

オ 申請の日の属する事業年度の前3事業年度における当該法人等に係る貸借対照表及び損益計算書その他当該法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類

カ 申請の日の属する事業年度の前3事業年度における当該法人等に係る事業報告書その他当該法人等の業務の内容を明らかにすることができる書類

キ 当該法人等の概要（鳥取県立とっとり賀露かっこ館の管理運営のために配置可能な人員等に関する記述を含む。）を記載した書類〔様式4〕

ク 当該法人等の役員名簿（氏名にふりがなが付され、かつ、住所・生年月日が記載されたもの）

ケ 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納（納付期限が到来していないものを除く。）がないことを証明する書類

コ 上記提出書類のうち該当のないものについての申立書

サ 指定申請に係る宣誓書〔様式5〕

シ ネーミングライツに係る申出書〔様式6〕（提案がある場合）

ス グループ協定書の写し（グループ申請の場合のみ）

- (4) 応募書類の提出部数

正本1部及び副本6部（副本は、複写可とする。）

- (5) 応募に当たっての留意事項

- ア 法人等が提出する事業計画書等の著作権は、提出した法人等に帰属すること。ただし、県は、必要な場合において事業計画書等の内容の全部又は一部を使用することができること。
- イ 応募書類その他の提出された書類は、返却しないこと。
- ウ 応募のあった法人等の名称等は、公表すること。
- エ 応募のあった法人等が6（1）キの暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益につながる活動を行う法人等でないことを確認するため、鳥取県警察本部に照会すること。
- オ 応募書類その他の提出された書類や審査結果は、議案を審査するために県議会に提出することがあること。
- カ 応募書類その他の提出された書類や審査結果は、情報公開条例の規定に基づき開示することがあること。この場合において、個人情報又は法人等の正当な利益を害する情報は、非開示となるものであること。
- キ 応募書類の提出期限後、応募書類その他の提出された書類の再提出又は差替えは、原則として認めないこと。
- ク （3）の書類のほか、必要に応じ追加資料の提出を依頼する場合があること。
- ケ 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号。以下「指定手続条例」という。）、鳥取県立とっとり賀露かっこ館の設置及び管理に関する条例その他の関係法令を承知の上で応募すること。

1.2 指定管理者の選定方法等

(1) 選定方法

学識経験者等の委員で構成する農林水産部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査・運営評価委員会」という。）を設置し、選定基準に基づいて各委員が審査した評点の合計点により、指定管理者の候補者（以下「指定管理候補者」という。）の選定を行う。

(2) 選定基準

指定管理候補者の選定は、次に掲げる選定基準に基づき行う。

	選定基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	<ul style="list-style-type: none"> 管理の基本的な考え方の適合性 施設設置目的の理解 指定管理者を希望する理由 管理運営の方針 	配点なし (必須)
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容（サービス向上策、利用促進策等） 管理の基準 <ul style="list-style-type: none"> 開館時間、休館日の設定 個人情報保護、情報の公開 施設設備の維持及び衛生管理の水準 事故・事件の防止措置、緊急時の対応 利用者等の要望の把握 	40点
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> 収支計画及び見積内容 県の委託料額の多寡 	15点
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	<ul style="list-style-type: none"> 法人等の財政基盤、経営基盤 組織及び職員の配置等 現在の施設職員の継続雇用に関する方針 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 法人等の社会的責任の遂行状況 <ul style="list-style-type: none"> 障がい者雇用 男女共同参画推進企業の認定 ISO14001・TEAS I種規格等の認証 	39点
5	その他 (指定手続条例第5条第4号)	<ul style="list-style-type: none"> ネーミングライツに係る提案 主たる事業所の県内への所在 	6点

(3) 面接審査等

指定管理候補者の選定に当たっては、応募資格等を審査した後、平成30年8月7日(火)開催予定の審査・運営評価委員会において、11の(3)の書類により面接審査を行う。なお、面接審査の日時、場所、実施方法等は、応募書類を提出した法人等に別途通知する。

(4) 指定管理候補者の選定及び公表

(3)の面接審査の後、審査・運営評価委員会での審査結果を踏まえ、指定管理候補者を選定する。

その審査結果は、応募書類を提出した法人等に書面で通知するとともに、当該法人等の名称、点数等を指定管理候補者に選定しようとする団体の事業計画書と併せてホームページ等で公表する。

(5) 審査・運営評価委員会の審査結果に対する異議申出

ア 応募者又は指定管理候補者に選定しようとする法人等(以下「応募者等」という。)

は、審査・運営評価委員会の審査結果に不服があるときは、審査結果の通知を受け取った日から起算して4日以内に、知事に異議を申し出ることができる。この場合において、当該4日間の計算は、その期間に日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までの日を含まない。

イ 異議の申出は、次の事項を記載した書面により、8の(2)の場所に申し出ること。

(ア) 異議申出をする法人等の名称、住所及び代表者の氏名

(イ) 異議申出の趣旨及び理由

(ウ) 異議申出の年月日

ウ 知事は、異議申出に理由があると認めるときは、これを審査・運営評価委員会の審査に付し、指定管理候補者に選定しようとしていた法人等関係者から意見等を聴取した上で再審査を行い、審査結果を変更した場合は、その再審査結果を応募者等に通知するとともに、ホームページ等で公表する。

なお、再審査結果に対する異議の申出はできない。

(6) 選定対象の除外等

次のいずれかに該当する法人等は、指定管理候補者の選定の対象から除外する。(4)の決定を受けた指定管理候補者が、当該決定後に次のいずれかに該当することとなったときは、当該決定を取り消す。

ア 複数の事業計画書を提出したとき。

イ 審査・運営評価委員会の委員に個別に接触したとき。

ウ 応募書類等の内容に虚偽又は不正があったとき。

エ 応募書類等の受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。

オ 応募書類等の提出後に事業計画の内容を変更したとき。

カ その他不正な行為があったとき。

1.3 ネーミングライツの提案

指定管理者は、応募に併せて鳥取県立とっとり賀露かっこ館にネーミングライツ導入を提案することができる。

なお、命名権者は指定管理者又は指定管理者が指定する事業者が担うことができる。

(1) 提案概要

提案は次の条件を満たす必要がある。

ア 提案対象企業

公共施設の命名権者としてふさわしい企業

(鳥取県広告事業実施要綱第5条第1項に規定する規制業種を除く。)

イ 命名対象

鳥取県立とっとり賀露かっこ館の愛称

(施設全体の愛称が命名の対象であり。施設内の個別施設などへの命名は不可。)

ウ 命名条件

(ア) 公共施設にふさわしい愛称であること。

(鳥取県広告事業実施要綱第5条第2項に規定する規制広告等を除く。)

(イ) 各施設の設置目的がイメージできるものであること。

(ウ) 契約期間中における愛称の変更はできないこと。

(エ) 愛称には必ず「かっこ館」の字句を用いること。

エ 提案金額

(ア) 愛称を提案する対価は年額100万円以上とする。

(イ) 対価の支払いについては、県が発行する納入通知書により納入すること。

オ 契約期間

5年

カ 名称変更可能箇所

(ア) 敷地内サイン

(イ) 施設パンフレット

(ウ) 県及び指定管理者のホームページ

(エ) 道路案内標識

キ 特典

施設内に設置されているモニターを用いて、命名権者の企業PRビデオを放映することができる。

ク 費用負担

名称変更に伴う経費、契約期間終了後の現状復旧経費(次期契約者がいない場合、又は契約期間中に途中で契約解除した場合)は、別途命名権者が負担すること。

なお、施設のパンフレット、県のホームページ、道路案内標識(県道に限る)の変更に係る経費については県が負担すること。

ケ 名称使用開始期間

平成31年4月1日

(2) 提案に係る手続

様式6に必要な事項を記載し添付すること。

なお、指定管理者が指定する事業者が命名権者となる場合は、当該事業者が様式6に記載すること。

また、併せて命名権者活用に係る提案を記載した書面を添付することができる。(任意様式)

1.4 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、12の(4)により選定した指定管理候補者を鳥取県立とっとり賀露かっこ館の指定管理者とすることが平成30年9月鳥取県議会において議決された後行う予定である。

(2) 協定の締結

ア 県及び(1)により指定を受けた指定管理者は、業務内容及び管理の基準に関する細目的事項等について協議の上、平成31年2月末までに協定を締結するものとする。

イ 協定の内容として予定する項目は、次のとおりである。

(ア) 指定管理者の責務

(イ) 業務範囲に関する事項

(ウ) 県が支払う指定管理料の額及び支払方法等に関する事項

(エ) 事業報告書に関する事項

(オ) 適正な施設管理の継続が困難になった場合の措置等に関する事項

(カ) 責任分担に関する事項

- (キ) 個人情報の保護その他の管理上の留意事項
- (ク) その他

(3) 留意事項

- ア (1)により指定管理者の指定を受けた者が正当な理由なく(2)の協定の締結に応じない場合は、当該指定を取り消すことがある。
- イ (1)により指定管理者の指定を受けた者が(2)の協定の締結までの間に次のいずれかの事項に該当することが判明した場合は、指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しないことがある。
 - (ア) 資金事情の悪化等により、適正な施設管理を継続することが確実にないと認められるとき。
 - (イ) 著しく社会的信用を損なう行為をしたこと等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
 - (ウ) (2)により締結した協定について、協定の締結後、委託業務に関し、事情が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、県と(1)の指定を受けた指定管理者が協議の上、この協定を改定することができる。
- ウ 指定管理者は、指定期間の開始に先立ち、委託業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。なお、指定管理者が職員研修への協力を県に求めるときは、県は教育資材の貸し出し等可能な範囲で支援するものとする。また、申請書において、現在の施設職員の継続雇用に関する提案を行っている場合は、引き続き施設の管理運営に従事することを希望する者の雇用に努めなければならない。
- エ 指定管理者は、公の施設の管理を行う者として求められる社会的責任の遂行について十分考慮し、障がい者雇用、高齢者雇用、障がい者就労施設及びシルバー人材センター等からの物品、役務の調達、男女共同参画の推進、環境への配慮、あいサポート運動等、県が推進している施策について積極的に取り組むよう努めなければならない。

15 実施状況の報告等

(1) 業務報告書

指定管理者は、毎月の利用者数、利用促進策の実施状況、収支状況、再委託・工事請負発注の状況、備品購入の状況、主要展示生物の生息状況、管理体制、関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況、会計事務に関する指定管理者自身による内部検査結果等を業務報告書としてまとめ、当該報告書とその翌月15日までに県に提出すること。

(2) 事業報告書

指定管理者は、指定手続条例第9条の規定による事業報告書を毎年度終了後30日以内に県に提出すること。

(3) 事業計画書

指定管理者は、毎年2月末までに当該年度の翌年度の事業計画書を県に提出し、その承認を受けること。

(4) 実施状況の確認

県は、必要があると認めるときは、指定管理者にあらかじめ通知した上で、施設の維持管理及び経理の状況に関し指定管理者に説明を求め、又は施設内において維持管理の状況を確認することがある。

(5) 実施状況の評価

- ア 県は、指定管理者による施設の管理状況について、毎年度、評価を行い、その結果を指定管理者に通知するとともに、ホームページで公開する。
- イ 県は、評価を行うに当たり、業務報告書及び事業報告書のほか、あらかじめ指定管理者から管理等に関する成果、改善点について報告を求め、必要に応じて、施設の管理状況について、外部有識者の意見を聞くこととする。

ウ 県は、アの評価の結果について、指定管理者が次期指定管理候補者に応募する場合は、選定時の審査項目とし、審査に反映させる。

16 適正な施設管理の継続が困難になった場合における措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により鳥取県立とっとり賀露かっこ館の適正な管理が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、県は、地方自治法第244条の2第10項の規定により、指定管理者に対して管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることがある。

この場合において、指定管理者が県が指定する期間内に改善することができなかった場合には、県は、同条第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消すことがある。

(2) 指定管理者の財務状況が著しく悪化し、鳥取県立とっとり賀露かっこ館の適正な管理の継続が困難と認められる場合には、県は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消すことがある。

(3) (1) 又は(2)により指定管理者の指定が取り消された場合において、県に損害が生じたときは、当該指定を取り消された指定管理者は、県に、当該損害を賠償しなければならない。

(4) 不可抗力その他県及び指定管理者の責めに帰することができない事由により鳥取県立とっとり賀露かっこ館の適正な管理の継続が困難となった場合には、県及び指定管理者は、当該管理の継続の可否について協議するものとする。

17 災害時の施設使用

(1) 次のいずれかに該当する場合には、指定管理者は、鳥取県立とっとり賀露かっこ館の使用について県の指示に従わなければならない。

ア 地震等の災害、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第1条に規定する武力攻撃事態等（以下「武力攻撃事態等」という。）、感染症のまん延その他これらに類する状況への対処として、鳥取県立とっとり賀露かっこ館を閉館し、又は、住民の避難、救援若しくは災害対応のために使用する必要があると県が認めるとき。

イ 鳥取県立とっとり賀露かっこ館について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第148条の規定により県が避難施設として指定をしようとするとき。

ウ 鳥取県立とっとり賀露かっこ館について、鳥取市から鳥取市地域防災計画に基づく住民の避難、救護又は災害対応に要する施設としての指定に係る同意の申し出があったとき。

(2) (1) の県の指示に従う場合において、管理費の取扱いその他必要な事項については、県及び指定管理者が協議の上、決定する。

(3) 地震等の災害に関する警戒情報、武力攻撃事態等に関する警報等が発せられた場合等において、県民の安全の確保のために鳥取県立とっとり賀露かっこ館を閉館する必要があると県が認めるときは、速やかに当該施設を閉館すること。

18 添付資料

(1) 鳥取県立とっとり賀露かっこ館の設置及び管理に関する条例(資料1)

(2) 施設の概要(資料2)

(3) 施設の入館者数の実績及び指定管理委託料積算資料(資料3)

(4) 現行組織体制、業務の委託実績、修繕実績、行政財産の目的外使用許可の状況(資料4)

(5) 平成29年度展示・イベント等の実施状況(資料5)

(6) 平成29年度生物の入手状況(資料6)

(7) 鳥取県立とっとり賀露かっこ館指定管理者業務仕様書(資料7)

19 その他

(1) 様式のダウンロード

この募集要項は、本県のホームページからダウンロードすることができる。

ホームページアドレス <https://www.pref.tottori.lg.jp/278249.htm>

(2) 応募書類の内容に関する調査

必要に応じて、応募書類等の内容について、応募者から聴取調査を行う。この場合において、詳細は、応募した法人等に後日連絡する。

(別紙様式)

ファクシミリ送信先 鳥取県農林水産部水産振興局水産課
(ファクシミリ番号：0857-26-8131)

質 問 票
(鳥取県立とっとり賀露かっこ館)

平成 年 月 日

法人等名 _____

代表者氏名 _____

担当者氏名 _____

(電話 _____)

(ファクシミリ _____)

(メールアドレス _____)

募集要項、仕様書又は資料等の 該当項目	質 問 内 容

整理番号 _____

(別紙様式)

ファクシミリ送信先 鳥取県農林水産部水産振興局水産課
(ファクシミリ番号：0857-26-8131)

現 地 説 明 会 参 加 票
(鳥取県立とっとり賀露かっこ館)

鳥取県立とっとり賀露かっこ館の現地説明会に参加を希望しますので、提出します。

団体の名称		
法人格の有無(有る場合はその種類)		有り() ・ 無し
所在地		
連 絡 先	電話番号	
	ファクシミリ	
	電子メール	
	担当者の氏名	
参加者氏名		以上 名

※複数団体のグループ管理計画を計画している団体にあつては、代表団体について記載してください。

※参加人数は、応募団体当たり3名以内としてください。

[別紙]

提出書類一覧

書類名	説明
指定管理者指定申請書	○様式1によること。 ○グループによる申請の場合には、提携団体の欄にグループの構成員の所在地、団体の名称及び代表者氏名を記載すること。
鳥取県立とっとり賀露かっこ館の委託業務に関する事業計画書	○様式2によること。
鳥取県立とっとり賀露かっこ館の委託業務に関する収支計画書	○様式3によること。
定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類	○法人以外の団体にあつては、これらに準ずる書類
申請の日の属する事業年度の前3事業年度における当該法人等に係る貸借対照表及び損益計算書その他の当該法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類	○前3事業年度の財務状況を明らかにできる書類。ただし、今年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財務状況を明らかにできる書類（財産目録等）。
申請の日の属する事業年度の前3事業年度における当該法人等に係る事業報告書その他の当該法人等の業務の内容を明らかにすることができる書類	○前3事業年度の事業内容を明らかにできる書類。ただし、今年度に設立された法人等にあつては、今年度の事業内容を明らかにできる書類。
当該法人等の概要（施設の管理運営のために配置可能な人員等に関する記述を含む。）を記載した書類	○様式4によること。 ○組織及び運営に関する次の事項を記載した書類 本社及び事務所所在地、資本金、従業員数、経営理念・運営方針、沿革、組織図、業務内容並びに主たる事業の実績 ※既存資料で当該内容が記載されている場合は別紙として添付し、様式の記載に変えることができる。
当該法人等の役員名簿	○申請書の提出日現在で、役職名、氏名（ふりがなを付すこと）、住所及び生年月日の記載のあるもの。
都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納（納付期限が到来していないものを除く。）がないことを証明する書類	○所在地の都道府県税事務所長及び税務署長が発行する納税証明書（ただし、平成30年4月1日以降に交付されたものに限る。）
上記提出書類のうち該当のないものについての申立書	○上記提出書類のうち、該当のないものがある場合のみ提出。
指定申請に係る宣誓書	○様式5によること。
ネーミングライツに係る申出書	○様式6によること。
グループ協定書の写し	○グループによる申請の場合のみ提出。

○本施設を管理運営するために新たに法人等を設立する場合は、その法人等を申請者とする。なお、その法人の設立母体となる法人等の11の(3)のエからサまでの書類を提出すること。この場合において、指定管理者の候補者に選定されたときは、当該法人の法人登記事項証明書及び認証済定款を、速やかに提出すること。

(様式1)

指定管理者指定申請書

年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

郵便番号
主たる事務所
申請者 の所在地
法人等の名称 印
代表者氏名
電話番号

鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定により、鳥取県立とっとり賀露かっこ館の指定管理者の指定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

[構成団体]

(※他の法人等と共同により申請を行う場合は、その法人等の住所、名称、代表者氏名を記入すること。)

[添付書類]

- 1 施設の委託業務に関する事業計画書〔様式2〕
- 2 施設の委託業務に関する収支計画書〔様式3〕
- 3 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- 4 申請の日の属する事業年度の前3事業年度における当該法人等に係る貸借対照表及び損益計算書その他の当該法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類
- 5 申請の日の属する事業年度の前3事業年度における当該法人等に係る事業報告書その他の当該法人等の業務の内容を明らかにすることができる書類
- 6 当該法人等の概要を記載した書類〔様式4〕
- 7 当該法人等の役員名簿（氏名にふりがなが付され、かつ、住所・生年月日が記載されたもの）
- 8 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納（納付期限が到来していないものを除く。）がないことを証明する書類
- 9 上記提出書類のうち該当のないものについての申立書
- 10 指定申請に係る宣誓書〔様式5〕
- 11 グループ協定書の写し（グループ申請の場合のみ）

(様式2)

鳥取県立とっとり賀露かっこ館の委託業務に関する事業計画書

[記載上の注意]

※用紙はA4版縦、書式は自由とします。必要であれば図表の添付は可能です。

※ページ数は適宜追加して差し支えありません。

1 管理運営の基本的な考え方

(1) 鳥取県立とっとり賀露かっこ館の指定管理者を希望する理由

(2) 管理運営の方針

(注) 住民の公平な利用の確保、利用者へのサービス、収入確保と経費の節減、省エネルギー・省資源への取組み、水生生物の飼育・展示・水産に関する体験活動の場の提供、利用者の増加、近隣集客施設や県との連携確保などの方針について記載すること。

(3) 他の施設管理の実績

(注) 公の施設、同種の施設等の管理をされている場合には、当該施設名等を記載すること。

2 サービスの提供内容

(1) 水生生物の飼育管理業務(仕様書3(1))

ア 水生生物の収集

(注) 水生生物の収集に係る基本的な考え方を記載すること。

イ 水生生物の飼育

(注) 水生生物の飼育に係る具体的な考え方を記載すること。

ウ 水生生物の展示

(注) 水生生物の展示に係る具体的な考え方を記載すること。

(2) 観光及び水産振興に係る業務（仕様書3（3））

ア 水生生物の展示・生態等の紹介・イベント実施

(1) 水生生物の展示・生態等の紹介方法に係る基本的な考え方

(2) イベントの実施内容・実施場所・年間概算実施回数・年間実施スケジュール

イ 出前かっこ館

(注) 出前かっこ館の実施に係る基本的な考え方（実施対象・実施内容・年間概算実施回数）を記載すること。

ウ 鳥取県の観光及び水産の振興を図るための提案・行事

(注) その他鳥取県の観光及び水産の振興を図るための提案や行事の実施に係る基本的な考え方を記載すること。

エ 自主事業

※計画のある場合は、必ず記載すること。

(1) 事業名

(2) 事業内容

(注) 実施内容を詳細に記載すること。

(3) 事業実施の目的及び効果

(注) 詳細に記載すること。

(4) 収支計画

ア 収入見込 円

(内訳)

〇〇費 円

〇〇費 円

イ 支出見込 円

(内訳)

〇〇費 円

〇〇費 円

(注) 事業ごとに作成すること

オ サービスの向上策と利用促進に向けた取組

(注) 利用者へ提供できるサービスの向上策や、利用促進に向けた具体策があれば、記載すること。

3 施設管理

(1) 施設設備の維持管理業務（仕様書3（2））

ア 業務実施に向けた考え方

(注) 利用者の快適で安全な利用及び施設設備の長期安定使用のための維持管理の考え方・対応について記載すること。	備考

イ 業務の実施内容

次の表左欄に掲げる業務に関し、右欄に具体的な実施内容を記載すること。

(〔 〕内は、業務の最低基準を定めている仕様書の番号と一致する)

業 務	実 施 内 容
清掃業務 (1) 通常清掃 (2) 定期清掃 〔3(2)①〕	
空調等保守点検業務 〔3(2)②〕	
海水取水施設維持管理業務 〔3(1)③〕	
自家用電気工作物の保守 〔3(1)④〕	
施設警備業務 (1) 防犯 (2) 火災 (3) 設備 〔3(1)⑤〕	
消防設備保守点検業務 〔3(1)⑥〕	
一般廃棄物処理業務 〔3(1)⑦〕	
産業廃棄物処理業務 〔3(1)⑧〕	
駐車場の管理及び施設内の除雪 〔3(1)⑨〕	
修繕業務 〔3(1)⑩〕	
その他の施設・設備維持 (1) 植栽 (2) その他施設設備の維持 〔3(1)⑪〕	
保険の加入 (1) 対人賠償 (2) 対物賠償 〔3(1)⑫〕	

ウ 外部委託等の考え方

(1) 発注予定 (注) 指定期間中に予定する委託、工事請負の発注の予定を、可能な範囲内で記載す

ること。なお、原則として県内事業者に発注しなければならないが、納入・受注できる業者が県内にないなどの特段の事情により県外事業者に発注する必要があるときはその理由を記載すること。

〔委託、工事請負発注予定の記載の参考例：別紙でも可〕

種別	内 容	期 間	金 額 (概算)	発注先	選 定 方法	県外事業者へ発注する必要がある場合はその理由
				県内・県外		
				県内・県外		
				県内・県外		

(2) 障がい者就労施設及びシルバー人材センター等への委託の発注予定

(注) 指定期間中に予定する障がい者就労施設及びシルバー人材センター等への委託の発注の予定を、可能な範囲内で記載すること。なお、原則として県内事業者に発注しなければならないが、納入・受注できる業者が県内にないなどの特段の事情により県外事業者に発注する必要があるときはその理由を記載すること。(障がい者就労施設からの単なる物品の購入は記載する必要はない。)

〔委託の記載の参考例：別紙でも可〕

種 別	内 容	期 間	金 額 (概算)	発注先	選 定 方法	県外事業者へ発注する必要がある場合はその理由

4 開館時間・休館日

(1) 開館時間の考え方と設定内容

ア 開館時間の考え方

	備 考

イ 開館時間の設定内容

時 分 ～ 時 分 (時間)	備 考

(2) 休館日の考え方と設定内容

ア 休館日の考え方

	備 考

イ 休館日の設定内容

(注) 休館日の条件を詳細に記載すること。 (例：12月29日～1月1日、毎月第2火曜日等)	備 考

5 事故・事件の防止措置と緊急時の対応等

(1) 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止（防災）対策

	備 考

(2) 緊急時の体制・対応

	備 考

(3) 利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法

	備 考

(4) 利用者等の要望の把握及び対応方針

	備 考

6 管理経費

(1) 管理経費の効率化の考え方

	備 考

(2) 県委託料の額

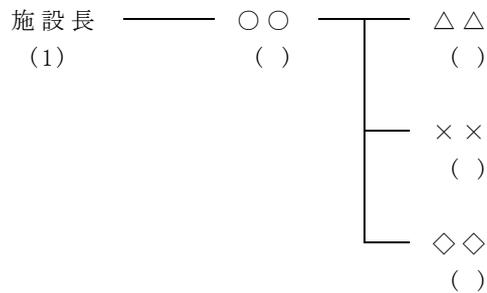
総額及び年度内訳	提 示 額	県委託料上限額
総額（5カ年）		268,486千円
平成31年度		53,281千円
平成32年度		53,744千円
平成33年度		54,122千円
平成34年度		53,592千円
平成35年度		53,747千円

7 組織及び職員の配置等

(1) 管理運営の組織

(注) 指揮命令系統がわかるもので、配置する職員数を()書で併記すること。
 実施体制の考え方、施設長の人選についての考え方などを記載すること。

[組織図の記載の参考例：別紙でも可]



(2) 職員の職種等

(注1) 組織図に記載された職員すべてについて、雇用関係（常勤職員、非常勤職員、臨時職員、パート職員、委託職員等）、月勤務日数、従事する業務、年間の人件費見込額（法定福利費等を含む一切のもの）を記載すること。

(注2) 人件費の合計額(A)は、収支計画書〔様式3〕の指定管理開始年度の人件費の額と一致させること。

(注3) 実際の運営に当たっては、ここで示した人数を下回することはできないこと。

(注4) 次に掲げる者については、必ず配置すること。

- ・管理責任者としての施設長

[職種等の記載の参考例]

職種(職名)	雇用関係	月勤務日数	従事する業務内容	資格等	現在の施設職員の継続雇用の可否	人件費(千円)
計						

(3) 現在の指定管理者の雇用する施設職員の継続雇用に関する方針

(注) 熟練した人材の確保・利用者サービスの継続性、施設従業者の雇用の安定の観点から、現在、鳥取県立とっとり賀露かっこ館の管理運営に従事している職員のうち、引き続き当該業務に従事することを希望する職員の雇用について配慮することとし、継続雇用についての考え方を記載すること。

(4) 障がい者又は高齢者の雇用計画

(注) 障がい者及び高齢者(65歳以上)の雇用計画について、職種、雇用関係、雇用人数等の計画を記載すること。

[雇用計画の記載の参考例:別紙でも可]

区分	職種(職名)	雇用関係	月勤務日数	従事する業務内容	人数	備考
障がい者						
	計					
高齢者						
	計					

(5) 日常の職員配置

(注) 1日の標準的な職員配置(業務内容、配置場所、配置時間、配置人数がわかるもの)とその考え方を記載すること。

[職員配置の記載の参考例:別紙でも可]

業務内容	職員配置場所、配置時間、配置人数				備考
	体験実習室 展示室	バックヤード	事務室	出前かっこ 館	
開 館 日					
休 館 日					

<備考>

勤務日数:正規職員〇〇日/月、非常勤職員〇〇日/月

開館日:〇人、休館日〇人でのローテーション勤務

(6) 人材育成

(注1) 接遇、経理などに関する人材育成及び担当職員の業務水準の維持、向上させる方策について、記載すること。

(注2) 指定管理者が職員研修への協力を県に求めるときは、県は教育資材の貸し出し等可能な範囲で支援するものとする。

8 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況
(募集の受付期間の最終日から起算して3年前の日までの間)

[次の法令に係る監督行政機関からの指導等及び対応の状況について記載すること。]
労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働組合法、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、労働者災害補償保険法、雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険法、電気事業法、消防法、浄化槽法、水質汚濁防止法、その他施設の維持管理・運営に係る法令

9 法人等の社会的責任の遂行状況

(1) 障がい者雇用

(注) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づき、事業主は、一定の割合(法定雇用率)の障がい者を雇用することとされている。一般の民間企業は、法定雇用率2.2%が適用されており、常用労働者数45.5人以上の企業で、1人以上の障がい者を雇用しなければならないこととなる。

[申請書の提出時点において該当する項目に 点を付してください]

ア 常用労働者数45.5人以上の事業者であり、

法定雇用率を達成している。

(平成30年6月1日現在で管轄公共職業安定所に提出した「障害者雇用状況報告書」の写しを添付すること。)

法定雇用率を達成していない。

イ 常用労働者数が45.5人未満の事業者であり、

障がい者(身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者)を雇用している。

(障がい者雇用を証明できる書類を添付すること)

障がい者を雇用していない。

(2) 男女共同参画推進企業、あいサポート企業等の認定の認定

(注) 男女共同参画推進企業

: 鳥取県男女共同参画推進企業認定要綱(平成16年2月9日男女第250号)により認定された事業所

[申請書の提出時点において該当する項目に 点を付してください]

- 男女共同参画推進企業に認定されている。(認定証の写しを添付すること。)
- 男女共同参画推進企業に認定されていない。
- その他の国又は地方公共団体の男女共同参画に関する類似制度の認定等を受けている。(認定証等の写しを添付すること。)

(注) あいサポート企業等

：あいサポート運動実施要綱(平成23年4月1日第201100000830号)により認定された企業又は団体

[申請書の提出時点において該当する項目に 点を付してください]

- あいサポート企業等に認定されている。(認定証の写しを添付すること。)
- あいサポート企業等に認定されていない。
- その他の地方公共団体の障がい者支援に係る類似制度の認定等を受けている。(認定証等の写しを添付すること。)

(3) ISO14001・鳥取県版環境管理システム審査登録制度(TEAS)Ⅰ種又はⅡ種規格
認証等

(注) 鳥取県版環境管理システム審査登録制度(TEAS)

：鳥取県版環境管理システム審査登録要綱(平成19年7月9日施行)により企業等の環境配慮活動を審査登録する制度。なお、TEASⅠ種及びⅡ種規格については、鳥取県の認定する審査登録機関が、当該要綱に基づき審査登録を実施。

[申請書の提出時点において該当する項目に 点を付してください]

ISO14001、TEASⅠ種規格又はⅡ種規格に基づく環境管理システムについて

- 認証登録されている。(登録証等の写しを添付すること。)
- 認証登録されていない。
- その他の環境配慮に関する類似規格の認証登録等を受けている。(登録証等の写しを添付すること。)

(様式4)

法人等の概要について

項目	内 容
名 称	(注) 主たる事務所と県内にある事務所(支店、営業所等)が異なるときは、それぞれその名称を記載すること。
応募時点における所在地	(注) 主たる事務所と県内にある事務所(支店、営業所等)が異なるときは、それぞれその所在地を記載すること。
指定管理受託後の所在地	(注) 指定管理を受託するにあたり事務所所在地を変更する予定がある場合に記載すること。なお、主たる事務所と県内にある事務所(支店、営業所等)が異なるときは、それぞれその所在地を記載すること。
設立年月日	
代表者名	(注) 役職名も記載してください。
資本(出資)金	
職員数	総数 人(常勤 人、非常勤等その他 人)
うち県内	総数 人(常勤 人、非常勤等その他 人)
経営方針	
主要業務	
鳥取県立とっとり賀露かっこ館の管理運営に配置可能な人員等	

[連絡先]

担当部署名		担当者名	
電話番号		F A X 番号	
E - m a i l			

(様式 5)

指定申請に係る宣誓書

年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

申請者 主たる事務所の所在地
法人等の名称 印
代表者氏名

鳥取県立とっとり賀露かっこ館の指定管理者の指定申請を行うに当たり、法人等及び役員(複数の法人等による共同申請の場合は、その構成団体を含む。)が下記の事項に該当しないことを宣誓します。

また、下記の 6 に該当しないことの確認のため、鳥取県警察本部に照会がなされることに同意します。

なお、本宣誓書の内容及び鳥取県への提出については、関係者の同意を得ています。

記

[構成団体]

(※他の法人等と共同により申請を行う場合は、その法人等の名称を記入すること。)

- 1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により、本県から一般競争入札の参加者資格を取り消されていない法人等であること。
- 2 本県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について、指名保留、指名停止その他一定の期間を定めて指名の対象外とする措置を受けていない法人等であること。
- 3 募集の受付期間の最終日から起算して1年前の日までの間に労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他労働関係法令の違反によって公訴を提起され、送検され、又は命令その他の当該法令の規定に基づく行政処分(是正勧告等の行政指導を除く。)を受けた法人等でないこと。
- 4 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた法人等又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた法人等でないこと。
- 5 法人等の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益につながる活動を行う法人等(暴力団員であることを知りながら、次の(1)から(6)までのいずれかの事実があるものをいう。)でないこと。
 - (1) 暴力団員を経営幹部とすること。
 - (2) 暴力団員を雇用すること。
 - (3) 暴力団員を代理人又は受託者等として使用すること。
 - (4) 暴力団員が経営幹部となっている個人又は法人に委託業務を再委託すること。
 - (5) 暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えること。
 - (6) 経営幹部が暴力団員と密接な交際をすること。
- 7 鳥取県議会の議員、知事、副知事、教育長、指定管理者の候補者の選定の決定に関与する県の職員、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員(監査委員を含む。)、これらの者の配偶者、子及び父母並びにこれらの者と生計を同じくしている者が社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役、理事長、副理事長、専務理事、常務理事その他これらに準ずる役員等に就任している法人等(境港管理組合を除く。)でないこと。〔※新たな法人等を設立して申請する場合で、設立母体となる法人等がこの様式を使用する場合は、当該項目を削除すること。〕
- 8 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)第4条第4項の規定による応募資格を満たさない指定取消法人等の代表者が役員等に就任している法人等でないこと。

(様式6)

ネーミングライツに係る申出書

年 月 日

鳥取県知事 様

郵便番号
主たる事務所の
申出者 所在地
法人等の名称 印
代表者氏名

鳥取県立とっとり賀露かっこ館のネーミングライツについて、下記のとおり申出します。
なお、併せて提出する指定管理者指定申請書のとおり下記の指定管理者応募事業者が指定管理者に指定された場合は、提案を履行することを誓約します。

名 称	
所 在 地	
主要業務	
金 額	円 / 年 (消費税別途)
愛 称 案	
指定管理者応募事業者	

[連絡先]

担当部署名		担当者名	
電話番号		F A X 番号	
E-mail			

(添付書類)

命名権者の活用に係る提案を記載した書面 (任意様式)

(様式)

指定申請に係る申立書

年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

申請者

郵便番号
主たる事務所
の所在地
法人等の名称
代表者氏名
電話番号

印

鳥取県立とっとり賀露かっこ館の指定管理者の指定申請に当たり、次の書類については、該当がないことを申し立てます。

記

1

2

3

・
・
・
・

(参考例) 必要に応じ、条項を追加するなどして使用すること。

鳥取県立とっとり賀露かっこ館の管理運営に関する共同企業体協定書

株式会社□□□□□ (以下「甲」という。) と株式会社△△△△△ (以下「乙」という。) は、鳥取県立とっとり賀露かっこ館 (以下「かっこ館」という。) の指定管理による管理運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 甲及び乙は、かっこ館を共同連帯して管理運営するため、共同企業体を構成するものとする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、▽▽▽▽▽ (以下「共同企業体」という。) と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当共同企業体は、事務所を鳥取県_____に置く。

(代表者の名称)

第4条 当共同企業体は、甲を代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 甲は、かっこ館の指定管理業務の履行に関し、当共同企業体を代表して権限を執行することとし、その権限は次のとおりとする。

- (1) 管理運営全般の統括
- (2) 鳥取県及び監督官庁等との折衝
- (3) 共同企業体の管理運営に係る経費、会計処理に関する事項

(業務の期間及び協定の効力等)

第6条 本協定に係る指定管理業務の期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。

2 当共同企業体は、本協定を締結した日に成立し、指定管理業務の指定期間満了後3ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

3 前項の規定にかかわらず、当共同企業体が第1項の期間にかっこ館の指定管理者とならないことが判明したときは、その判明したときをもって清算し、本協定の効力を失うものとする。

(権利義務の譲渡制限)

第7条 本協定に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(業務分担)

第8条 共同企業体において、甲及び乙が分担する業務は次のとおりとする。

甲	乙
① 管理運営の統括	①
②	②
③	③
④	④
・	・

(経費責任)

第9条 当共同企業体のかっこ館の管理運営に係る経費については、甲の責任において処理するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 年 月 日

甲 主たる事務所の所在地
法人等の名称 印
代表者氏名

乙 主たる事務所の所在地
法人等の名称 印
代表者氏名

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立とっとり賀露かっこ館の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

(設置)

第2条 鳥取県を代表する水産資源であるかにかを中心とした多様な水生生物を展示してその生態等の紹介を行うとともに、これらの水生生物及び水産に関する体験学習の場を提供することにより、かにかを中心とした水生生物及び水産の魅力を鳥取県の内外に発信し、もって鳥取県の観光及び水産の振興に資するため、鳥取県立とっとり賀露かっこ館(以下「かっこ館」という。)を鳥取市に設置する。

(指定管理者による管理)

第3条 知事は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、かっこ館に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。

- (1) かっこ館の水生生物の飼育管理に関する業務
- (2) かっこ館の施設設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、かっこ館の管理に関する業務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務

(指定管理者の管理の期間)

第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(開館時間及び休館日)

第5条 かっこ館の開館時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。
2 かっこ館の休館日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。
3 前2項の規定にかかわらず、知事から指示があった場合又は知事の承認があった場合には、指定管理者は、第1項の開館時間及び前項の休館日を臨時に変更することができる。

(行為の制限等)

第6条 かっこ館においては、次の行為をしてはならない。
(1) かっこ館の施設設備又は展示物を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
(2) 所定の場所以外の場所において喫煙すること。
(3) みだりに空き缶、空き瓶その他のごみを捨てること。
(4) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
(5) 前各号に掲げるもののほか、知事の承認を得て指定管理者が定める行為
2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、かっこ館の利用を拒み、又はかっこ館からの退去を命ずることができる。

(措置命令)

第7条 指定管理者は、かっこ館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、かっこ館を利用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、かっこ館の管理に関し必要な事項は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)第8条に規定する協定で定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の鳥取県立とっとり賀露かっこ館の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)第3条の規定による指定及び新条例第5条又は第6条第1項第5号の規定による承認並びにこれらに関し必要な手続その他新条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前にされた改正前の鳥取県立とっとり賀露かっこ館の設置及び管理に関する条例(以下「旧条例」という。)第3条第2項の規定による退去命令又は旧条例第4条の規定による措置命令は、それぞれ新条例第6条第2項の規定による退去命令又は新条例第7条の規定による措置命令とみなす。

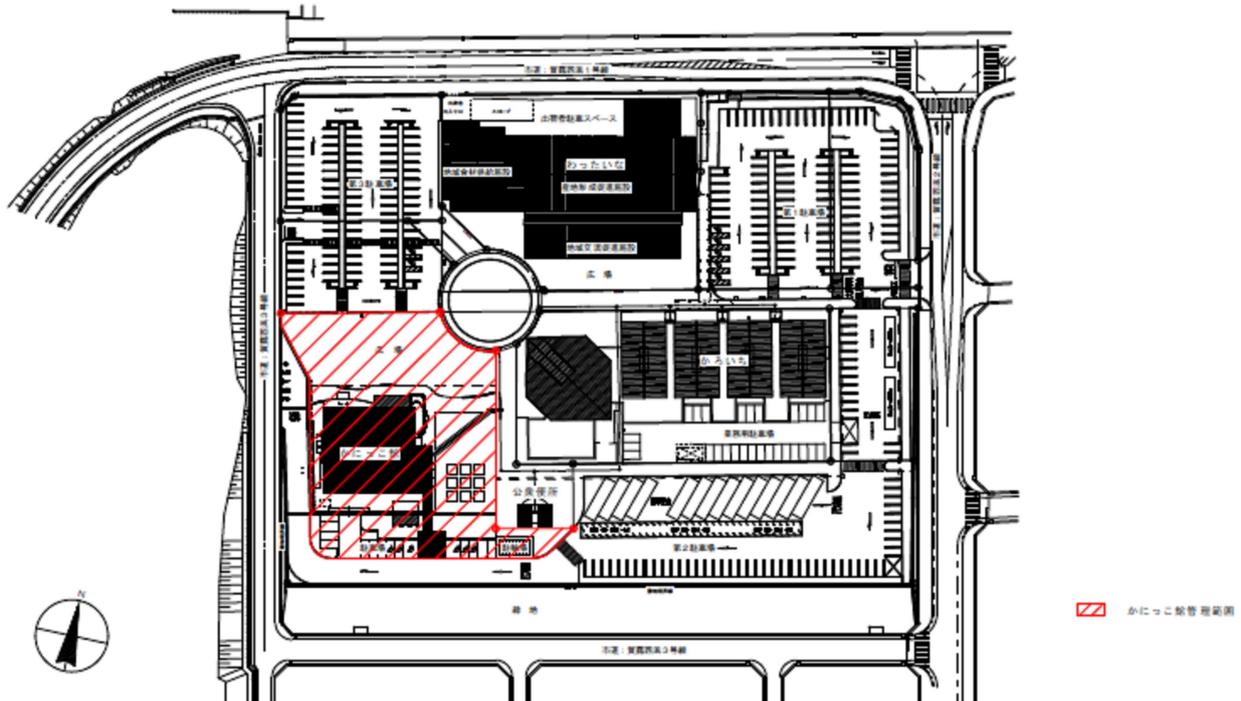
(資料2) 施設の概要

1 土地

(1) 公有財産の状況

財産名	とっとり賀露かっこ館		
所属	農林水産部水産振興局水産課		
分類	行政財産		
用途	公共用財産 その他の施設		
面積	10,000.12㎡		
沿革	H14.9.2	取得(買収)	
	H19.5.14	一部換地処分	

(2) 敷地現況

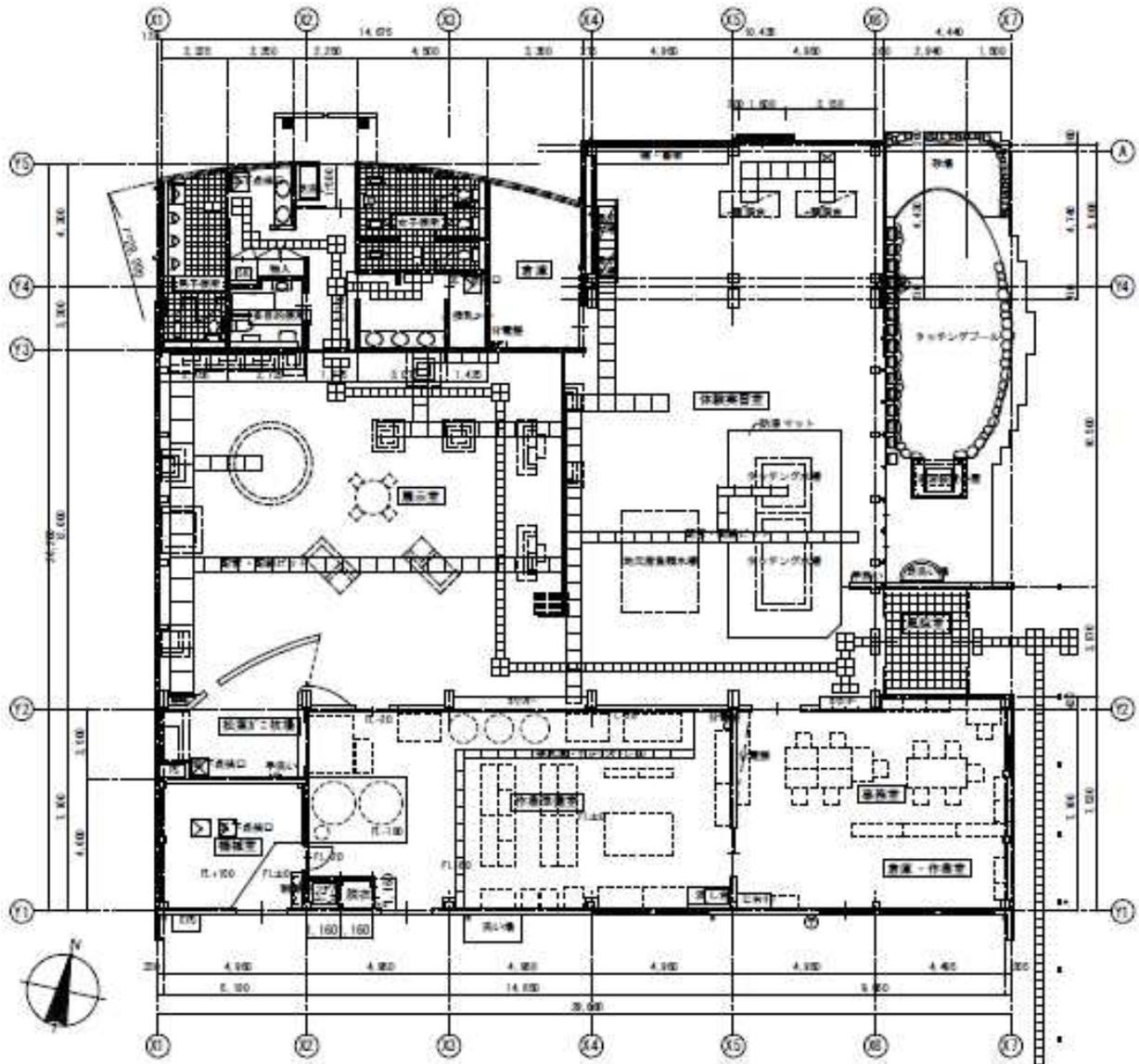


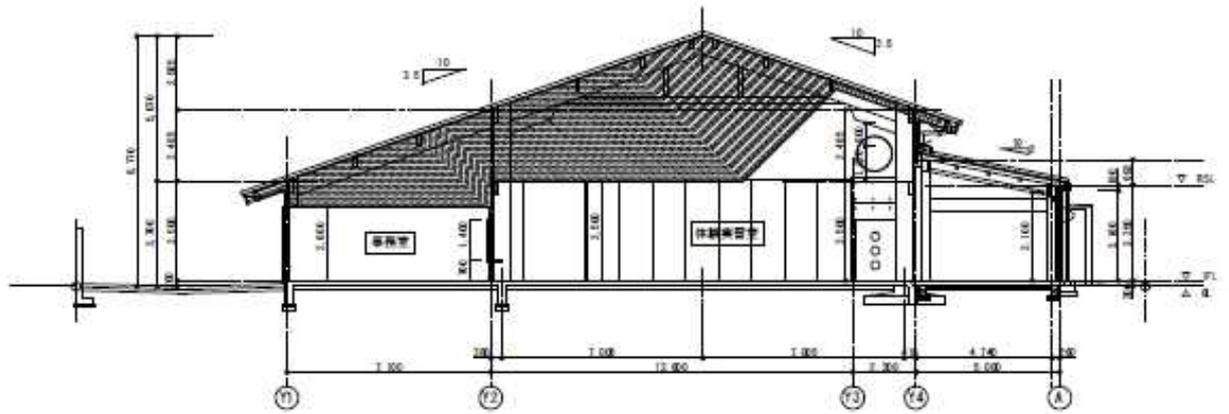
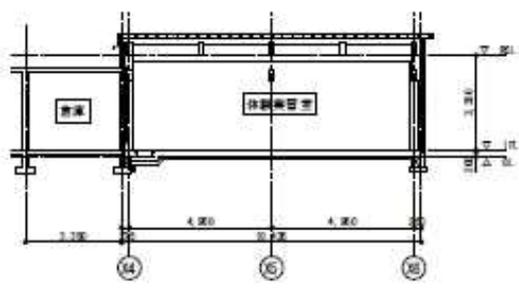
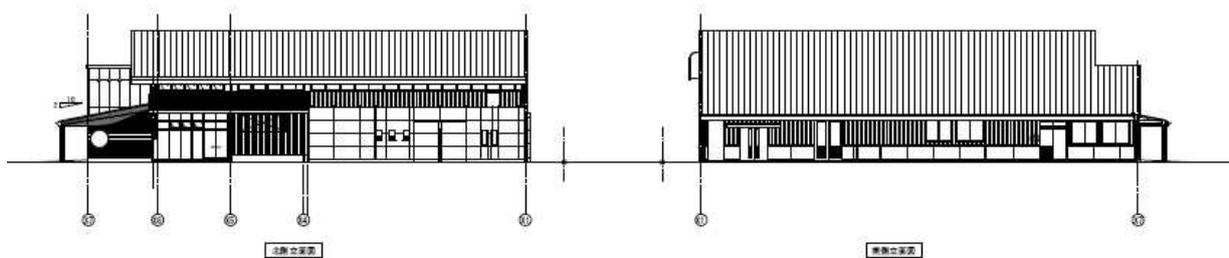
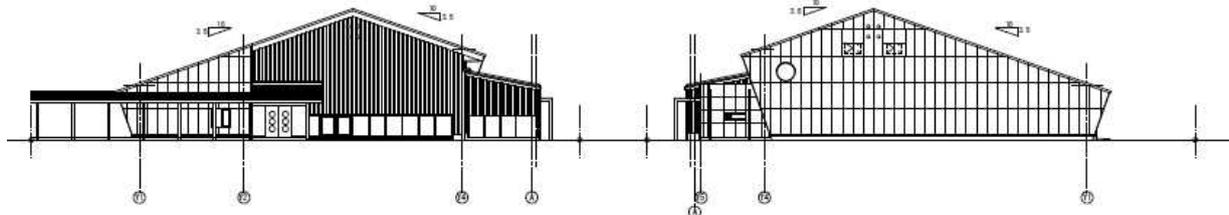
2 建物・工作物

(1) 公有財産の状況

財産名	とっとり賀露かっこ館						
所属	農林水産部水産振興局水産課						
分類	行政財産						
用途	公共用財産 その他の施設						
建築面積	886.31㎡						
延面積	808.11㎡						
建築物	種別	構造	建築面積	延面積	決算面積	建築年月日	事由
	ポンプ室	R C 1 F	13.95	13.95	13.95	H14.10.31	新築
	展示室	W 1 F	696.85	651.49	651.49	H15.7.31	新築
	渡り廊下	W 1 F	32.84	0.00	0.00		
	駐車場	S 1 F	36.40	36.40	36.40		
	車庫・倉庫	R C 1 F	24.35	24.35	24.35	H23.3.31	増築
	展示室	W 1 F	52.17	52.17	52.17		
車庫・倉庫	R C 1 F	29.75	29.75	29.75			
工作物	用途	構造・数量			取得年月日		
	植栽	低木95本、芝貼り494㎡			H15.7.31		
	電気設備	一式			H15.7.31		
	機械設備	一式			H15.7.31		
							H23.3.31

(2) 建物現況





(資料3) 施設の入館者数の実績及び指定管理委託料積算資料

1 入館者数の実績

(千人)

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
入館者数	178	213	194	194	190	184	197	174	208	207	202	215	261	252

2 指定管理委託料積算

(円)

予算区分	過去3か年(H26~H28)平均	指定管理委託料(年間)
人件費	32,871,282	32,273,104
職員4名分	27,796,000	26,567,104
非常勤職員3名分	5,075,282	5,706,000
旅費	10,277	10,277
需用費	9,006,424	7,838,917
消耗品費	2,498,764	1,999,011
光熱水費	5,364,144	4,827,730
印刷製本費	169,884	135,907
修繕費	973,632	876,269
役務費	438,978	2,310,281
通信運搬費	234,744	211,270
手数料	204,234	183,811
保険料		1,915,200
その他物件費	1,374,139	57,708
報償費	3,771	3,771
使用料及び賃借料	53,937	53,937
備品購入費	1,316,431	別途加算
その他	8,950,356	8,844,018
委託料	8,945,956	6,262,169
公課費	4,400	2,581,849
合計	52,651,456	51,334,305

(千円)

年度	運営費	備品購入費	計	消費税率引上げ反映
H31	51,335	1,457	52,792	53,281
H32	51,335	1,431	52,766	53,744
H33	51,335	1,802	53,137	54,122
H34	51,335	1,282	52,617	53,592
H35	51,335	1,434	52,769	53,747

(参考)

・入館料は無料であり、収入はありません。

(現在は、自動販売機の設置等の利用者へのサービス提供に伴う収入その他の収入もありません。)

・施設老朽化に伴う大規模修繕は、平成27年度までに済ませています。

・その他小修繕(LED蛍光灯の交換)は、平成30年度中に済ませる予定です。

・残る老朽備品(水槽)については、県が策定した備品購入計画に基づき指定管理者が更新することとし、必要な備品購入費を指定管理委託料に加算しています。

(資料4) 現行組織体制、業務の委託実績、修繕実績、行政財産の目的外使用許可の状況

1 現行組織体制

(1) 組織体制

館長（課長級・水産職）1名（総括）	——	係長（事務職）1名（予算・決算・庶務）
		係長（水産職）1名（出前かっこ館）
		現業技術員1名（施設の保守管理・館内イベント企画）
		非常勤職員3名（飼育補助・接客・館内清掃）
合計 正職員：4名 非常勤職員：3名		

※この他、生物飼育・給餌は鳥取県栽培漁業協会へ委託しており、派遣職員1名が在中です。

(2) 標準的な職員配置（業務内容、配置場所、配置時間帯、配置人数）

業務内容	職員配置場所、配置時間、配置人数				備考
	体験実習室 展示室	バックヤード	事務室	出前かっこ館	
開館日	①開館準備作業 ・水槽清掃	～9:00 4～5名	9:00～10:30 4～5名		・休日や来客状況、イベント内容により増員 ・飼育管理業務は業務内容に応じ1～2名で対応
	②来客者対応（館内配置）	9:00～17:00 1名			
	③管理運営業務 ・管理運営 ・施設設備の維持管理 ・イベント準備 ・広報 等			8:30～17:15 2名	
	④イベント実施（休日）	13:00～15:00 1名			
	⑤出前かっこ館実施			10:00～16:00 2名	
	⑤飼育管理業務 ・飼育管理点検業務 ・飼育管理	10:00～17:15 1～2名			
休館日	①開館準備 ・水槽清掃	～9:00 4名	9:00～10:00 4名		・出前かっこ館実施が重なった場合は増員体制で対応
	②管理運営業務 ・庶務 ・設備管理 ・イベント準備 ・広報 等			9:00～17:15 2名	
	③出前かっこ館実施			10:00～16:00 2名	
	⑤飼育管理業務 ・飼育管理点検業務 ・飼育管理	10:00～17:15 2名			

<備考>

勤務日数：正職員・飼育管理委託職員 21日／月、非常勤職員 17日／月

必要人員：開館日5人～6人、休館日4人～5人程度 でのローテーション勤務

2 業務の委託実績 (H28)

(円)

飼育管理	4,753,000
空調設備機械施設保守点検	3,564,000
清掃委託	959,040
海水取水施設維持管理	513,000
電気工作物保安委託	220,795
除雪委託 (臨時経費)	108,000
消防設備保守点検	76,680
機械警備委託	36,288
一般廃棄物	9,524
産業廃棄物	0
駐車場管理委託契約	無料
計	10,240,327

※

3 修繕実績

(円)

かにか館執行 (50万円未満)	H26修繕料の内訳	162,518	H27修繕料の内訳	1,488,071	H28修繕料の内訳	1,270,306
	シガーライター取付	3,434	エンジンオイル交換	6,987	除雪機修繕	4,800
	ポンプ修繕	24,624	除雪機点検整備	38,839	芝刈り機修繕	4,482
	フロア修理	58,320	芝刈り機修繕	16,019	コンデンシングユニット膨張材	70,000
	側溝蓋取替	30,240	展示室ビット蓋取替	280,800	構内通路修繕	168,480
	門扉戸車修繕	18,900	井水流水計設置	241,920	漏電調査	10,800
	海水給水管修繕	27,000	フロアコンセント修繕	17,280	流量センサー修繕	19,872
			LED非常灯修繕	162,000	水槽ヒーター改修	6,048
			体験実習室照明修繕	57,240	コンセント器具改修	10,260
			事務室照明修繕	45,360	非常用照明器具取替	134,244
			煙感知器修繕	24,840	体験実習室使用名危惧取替	59,400
			外国語表記改修	122,040	水槽漏電調査修繕	12,960
			防滴スピーカー取替	24,700	体験実習室窓ガラス修繕	
			玄関自動ドア修繕	12,960	排煙窓操作ハンドル修繕	
			玄関自動ドア修繕	40,456	体験実習室照明器具取替	59,400
			アルミサッシ水切り修繕	193,320	マンホール蓋取替	73,440
			取水井戸パイプ取替	49,950	トイレ奥自動ドア雑取替	64,800
			展示室海水配管増設	25,920	展示室ビット取替修繕	388,800
			煙感知器修繕	24,840	カウンター補強修繕	59,400
			海水電動弁交換	102,600	ポンプ室屋根修繕	99,360
					展示室LED取替	23,760
営繕課執行 (50万円以上)	H26修繕料の内訳	4,308,120	H27修繕料の内訳	4,539,240	H28修繕料の内訳	0
	展示室LED補修	3,715,200	館外壁及び周辺塀等修繕	2,811,240		
	駐車場灯	592,920	トイレ音声誘導装置修繕	1,728,000		

4 行政財産の目的外使用許可の状況

(1) 土地

使用許可 目的	所在地	数量 又は 面積	当初使 用許可 年月日	H29使用 許可期間	使用料(円)		使用許可先
					単価	H29 使用料	
海水取水用 の配水管の 埋設	鳥取市賀露町西 三丁目27-2 地番表示(330)	0.39 ㎡	H14.10.5	H29.4.1~ H30.3.31	年額 927円	927	鳥取市賀露町西三丁目27-1 賀露中央海鮮市場協同組合
海鮮市場内 の水槽の海 水補給	鳥取市賀露町西四 丁目1802-4	1日 当たり 24m3	H14.10.5	H29.4.1~ H30.3.31	53円/㎡ ³	583,795	鳥取市賀露町西三丁目27-1 賀露中央海鮮市場協同組合
自社活魚水 槽の海水補 給	鳥取市賀露町西四 丁目1802-4	1日 当たり 8m3	H14.10.5	H29.4.1~ H30.3.31	53円/㎡ ³	172,303	鳥取市賀露町西四丁目1802 有限会社上野商店
鳥取・賀露み なとオアシス情 報端末の設置	鳥取市賀露町西 三丁目27-2 地番表示(330)	1.13 ㎡	H17.3.31	H29.4.1~ H30.3.31	月額 440円/月	免除	鳥取市尚徳町116番地 鳥取市

(2) 建物 該当なし

(資料5) 平成29年度展示・イベント等の実施状況

1 臨時開館の状況

1 1日間

〔4月4日、5月2日、7月25日、8月2日、8月8日、8月15日、8月22日、8月29日、
12月26日、1月2日、3月27日〕

※利用者の利便性向上と、周辺施設が開館している状況を踏まえ、小中学校の長期休業期間中、ゴールデンウィーク期間中及び年末年始の火曜日は臨時開館しました。

2 展示の状況

(1) 常設展示

屋外プール (屋外池造波装置付)

「波の出るプールに入って遊んじゃおう！」【11/28～3/31 冬季閉鎖】

メジナ イシダイ マサバ マアジ他

ふれあい水槽 (300×150×30cm・150×150×30cm)

「ユニークな海の生物に触ろう！」【通年】

ダイナンギンボ アカイソガニ イトマキヒトデ ヒライソガニ ムラサキウニ 他
ホンヤドカリ 他

鳥取の魚水槽 (360×240×120cm)

「鳥取の海は魚でいっぱい！」【通年】

マダイ ヒラメ スズキ キジハタ ドチザメ アカエイ 他

カニのかくれんぼ (45×45×45cm 3基)

「目立たないように着飾ります!？」モクズシヨイ【通年】

「なが～いハサミが棒みたい!？」ヒシガニ【通年】

「夜になると現れる海水浴客!？」キンセンガニ【通年】

カニの仲間 (60×30×35cm 3基)

「進化の必要が無かった完全生物!？」アメリカカブトガニ【～4/28、6/11～】

「日本にはいなかった“外来生物”!!」アメリカザリガニ ※変色個体含【通年】

「華麗なる“海のカマキリ”!？」モンハナシヤコ【4/29～6/10】

「ヤドカリとイソギンチャクの友情!？」トゲツノヤドカリ(トゲトゲツノヤドカリ)【～4/27】

「イソギンチャクがボディガード!？」ソメンヤドカリ【4/28～】

環境水槽 (60×30×35cm 2基)

「どっちの海がいいですか？」

アカイソガニ(きれいな海) ヒライソガニ(きれいな海) イソガニ(きれいな海)

ホンヤドカリ(きれいな海) イシガニ(汚れた海)【通年】

大きさ比べ (直径250×120cm) (120×120×90cm) (45×45×45cm)

「日本が誇る世界最大種！」タカアシガニ【通年】

「世界最大のタコ！」ミズダコ【～8/6】

「エ～!?ビックリな世界一！」アメリカンロブスター【～12/15、1/17～3/27】

「美味しそう!? かわいい？」ケガニ(若蟹)【3/29～】

「これでも立派なおとなです！」ヒメアカイソガニ【通年】

松葉がに牧場 (200×150×100cm) (120×60×45cm)

「鳥取名産『松葉蟹』とはボクのこと!!」ズワイガニ【通年】

「鳥取県にもいるんです！」ケガニ【通年】

「カニ王国 鳥取県の“真の”主役!!」

ベニズワイガニ【通年】 ハイブリッドズワイガニ【～3/23】

「我が名は五輝星なり!!」

ズワイガニ(五輝星)【3/27～】 ズワイガニ(推定5歳 若蟹)【3/16～】

食用ガニ (60×30×35cm 2基)

「“ズガニ”“カワガニ”はボクのこと！」モクズガニ【通年】

「『わたりがに』の仲間です！」ジャノメガザミ【～5/13】

「“鳥取名”は『チョーコガニ』!!」ヒラツメガニ【5/14～】

いろんなカニ (60×60×45cm 3基) (45×45×45cm 1基) (60×30×35cm 2基)

「海近くの家にはおじゃまします!？」

アカテガニ ベンケイガニ※ベンケイガニを探せ! 【通年】

「ハサミの数が1, 2...3, 4本!？」 オオホモラ 【通年】

「日本最大のダンゴムシ!？」 オオグソクムシ 【～2/12】

「クイズ!わたしはダレでしょう?」 タカアシガニ(若蟹) 【8/29～】

「缶切りハサミのテクニシャン!？」 メガネカラップ 【～2/20】 トラフカラップ 【通年】

「うまそうな名前にゃ毒がある!？」 スベスベマンジュウガニ 【通年】

「お尻隠して 頭隠さず!？」 カイカムリ 【～4/19、2/14～】

「“鳥取名”は『チョーコガニ』!!」 ヒラツメガニ 【4/20～4/25】

「これぞ究極のダイエットがに!？」 ミズヒキガニ 【4/26～8/29】

捨てられたペット (135×65×25cm FRP水槽) 他

「ペットの飼い捨て防止ならびに外来種問題の啓蒙」

ミシシippアカミミガメ 【通年】

クサガメ 【通年】

イシガメ 【9/22～】

ミドリフグ 【～7/21、8/24～】

ヒメダカ 【7/22～8/23】

カウンター水槽 (45×40×30cm 6基) (60×45×45cm 1基) 他

「硬くて光って美味しいサカナ!？」 マツカサウオ 【通年】

「生まれも育ちも“かにっこ館”!!」

トラザメ(育成若魚) 【～9/15】 トラザメ(ふ化幼魚) 【9/15～】

ネコザメ(ふ化幼魚) 【～6/26】 ※トラザメ、ネコザメ、ナヌカザメ卵殻

「人間のお父さんも見習いなさい!？」

タツノオトシゴ 【通年】 タツノオトシゴ(ふ化稚魚) 【6/3～8/4、8/11～10/30】

シーポニー 【通年】 ヨウジウオ 【～10/1】 ホソウミヤッコ 【～9/27】

「カニにとっては要注意生物!!」 マダコ 【～5/24、6/28～3/30】

「きれいな魚には毒がある!？」 ミノカサゴ 【5/24～6/26】

「“普通ではない”普通のサワガニ!？」 サワガニ(茶褐色・赤褐色・青白色) 【通年】

「ボクたちに未来はありますか...?」 ニホンウナギ 【～9/11】 カワアナゴ 【～9/11】

「え?イモリが絶滅!？」 アカハライモリ 【9/13～】 ニホンヤモリ 【3/3～】

「“蛇の威を借る”魚!？」

モヨウタケウツボ 【通年】 シマウミヘビ 【通年】 クモウツボ 【～11/15】

ハナヒゲウツボ 【11/15～】

「一撃必殺!“シャコパ～ンチ”!!」 モンハナシャコ 【～4/28】

「下を向いて泳ごう!？」 ヘコアユ 【4/29～】

企画展示コーナー (90×45×45cm2基、60×50×45cm4基)

「人も魚も見かけじゃわからん!？」

ウツボ トラウツボ ゼブラウツボ モヨウモンガラドオシ

クモウツボ アカスジモエビ 【通年】

「季節限定展示!」 コウイカ 【～6/19】

※卵内観察 【5/12～6/19】 ふ化稚イカ 【5/27～6/19】

「海中サファリパークへようこそ!？」

ネコザメ ハリセンボン ミノカサゴ ヒョウモンダコ フォックスフェイス

【6/28～9/11】

「“虎”が“ネコ”で“猫”は“ウシ”!？」 ネコザメ トラザメ 【9/15～】

「え～ビックリなエビの世界!」

ウチワエビ オオバウチワエビ イセエビ ホワイトソックス

フリソデエビ オトヒメエビ 【通年】

「映画みたいにかかない現実!？」

カクレクマノミ ナンヨウハギ ツノダシ キイロハギ アカスジモエビ

ホンソメワケベラ アオヒトデ ロイヤルグラマ 【通年】

「“チクッ”と“グサッ”とご用心!？」

ネコザメ ハリセンボン コンゴウフグ【～6/26】

「“嫌し系”から“癒し系”へ!？」

カラージェリー サカサクラゲ タコクラゲ【6/28～10/27】

「我ら“くまのみ”ファミリー♪」

クマノミ ブラック オセラリス クラウン アネモネ フィッシュ

シライトイソギンチャク サンゴイソギンチャク センジュイソギンチャク

【10/28～11/15】

「この魚たちの“共通点”は??」

クマノミ デバスズメダイ フタホシキツネベラ ホワイトトラギス

シライトイソギンチャク サンゴイソギンチャク【11/15～】

「恥ずかしがり屋のアイドル!」チンアナゴ ニシキアナゴ【通年】

再展示コーナー (90×45×45cm 1基) (60×45×45cm 2基)

展示終了魚種等を随時入替え展示

コブフウセンウオ水槽 (バックヤード入口 120×60×45cm)

「水族館でもお目にかかれない魚!？」

コブフウセンウオ (2017.9.12/10.13ふ化) コブフウセンウオ (2017.2.7ふ化)

コブフウセンウオ (2015.3.4ふ化) コブフウセンウオ (親魚)【通年】

アクアテラリウム水槽 (120×45×45cm水槽)

タイリクバラタナゴ オイカワ ミナミメダカ カワムツ ギンブナ ムギツク

タカハヤ クロヨシノボリ ニシシマドジョウ ドジョウ他【通年】

鳥取の磯魚紹介 (60×30×45cm水槽) (90×45×45cm水槽)

「鳥取の磯魚」

イシダイ アイゴ カワハギ アミメハギ ホンベラ オハグロベラ キュウセン

メジナ ショウサイフグ ソラスズメダイ ヨツハモガニ他 ※稚魚中心【～7/17】

「今年生まれの海の子供たち」

マダイ スズキ マサバ メダイ ヒゲダイ ※全幼魚【7/19～7/21】

「流れ藻の住人」

ソウシハギ ハナオコゼ イシガキダイ【7/21～10/2】

「鳥取の海を彩る ～べら・べら・遍羅～」

ホンベラ キュウセン ササノハベラ オハグロベラ【10/2～】

「鳥取の磯魚」

マダイ スズキ マアジ メバル ハオコゼ ホシギンポ コケギンポ ニジギンポ

ヨコスジフエダイ ハボウキガイ他【9/13～】

ドクターフィッシュ体験 (45×40×30cm水槽)

ガラ ルファ【11/1～】

(2) 特別展示

『130万円!!五輝星☆』ズワイガニ (史上最高額の五輝星)【～3/26】

(展示室 150×60×45cm)

『ベニズワイのメス』ベニズワイガニ (メス)【通年】(バックヤード入口 90×60×45cm)

『白いキジハタ』キジハタ (白変種)【～9/11】(バックヤード入口 90×45×45cm)

『変わったズワイガニ』ズワイガニ (顎脚缺状奇形個体)【11/22～3/12】

(バックヤード入口 90×60×45cm)

『海で見つけた“なんじゃコレ”!？」ヤマトメリベ【7/14～7/17】

(カウンター 60×45×45cm)

(3) マンスリー展示 (体験実習室 60×30×35cm)

春の磯の“イモムシ” マナマコ アメフラシ【～4/29】

こどもの日“兜” アメリカカブトガニ【4/30～6/1】

ジュンブライド ユビワサンゴヤドカリ【6/2～6/28】

七夕 シモフリタナバタウオ アマノガワテンジクダイ【6/29～7/26】

花火 ゴシキエビ【7/27～9/1】

敬老の日“長寿” ナミガイ（ミル貝） アカウニ 【9/2～9/25】
 ハロウィン ブラックゴースト トランスルーセント他 【9/27～10/30】
 クリと“海栗” ムラサキウニ アカウニ バフンウニ シラヒゲウニ 【11/1～11/20】
 クリスマス ホワイトソックス 【11/22～12/25】
 正月 イセエビ 【12/26～1/17】
 節分 オニオコゼ 【1/18～2/5】
 バレンタインデー チョコレートモーリー マーブルグラミー
 ゴールデンエンゼルフィッシュ 【2/7～2/17】
 バレンタインデー & ホワイトデー ホワイトミッキーマウスプラティ
 コリドラス（アルビノ） チョコレートモーリー マーブルグラミー 【2/17～3/12】
 桜 桜琉金 桜コメット 【3/14～】

3 出前かっこ館の実施状況

開催日	開催団体	開催地	会場場所	開催時間
4/22	山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館	岩美町牧谷	屋外	09:00～14:00
6/25	鳥取環境大学	鳥取市若葉台北	科学実験教室	12:00～16:00
7/2	鳥取市”あおいち”	夏泊漁港	岸壁	9:00～11:00
7/9	とっとり子どもの国	鳥取市浜坂	屋外(屋根)	10:00～16:00
7/25	介護老人施設きたやま	八頭郡八頭町	地域交流室	14:00～15:00
7/28	みのり福祉会ブルーインター	倉吉市福守町	集会室	14:00～15:00
8/3	燕趙園	湯梨浜町	テント内	10:00～14:00
8/4	米子聖園天使園	米子市上後藤	体育館	13:00～15:00
8/7	鳥取県漁協	鳥取市賀露	公民館玄関前	10:00～14:00
8/8	皆成学園	倉吉市みどり町	児童玄関前	14:00～15:00
8/23	八頭町子育て支援センター	八頭町郡家殿	遊戯室	10:30～11:30
9/5	特老ホームすこやか	八頭町宮谷	地域交流室	14:00～15:00
9/12	倉吉複合施設つばき	倉吉市余戸谷	サービスフロア	14:00～15:00
9/20	県立鹿野かちみ園	鹿野町	屋内ホール	13:30～15:00
9/26	中部療育園	倉吉市南昭和町	倉吉体育館	10:00～11:30
10/4	支援センターつばさ	八頭町郡家	訓練作業室	14:00～15:00
10/8	氷ノ山自然ふれあい館響きの森	若桜町つくよね	エントランスホール	10:00～15:00
10/10	鳥取市北サービスセンター	鳥取市秋里	ディールーム	14:00～15:00
10/13	鳥取療育園	鳥取市江津	保育室	10:30～11:30
10/16	総合療育センター	米子市上福原	多目的活動室	13:00～15:00
11/7	老人保健施設セラトピア	北栄町瀬戸	玄関下足場	13:30～14:30
11/15	鳥取こども学園	鳥取市立川	体育館	14:00～14:30
12/5	倉吉義護学校	倉吉市長坂	体育館	13:40～15:00
12/12	米子市あかしや	米子市夜見町	屋内1階遊戯室	10:30～11:30
12/26	鳥取市障害福祉センター(さわやか会館)	鳥取市安富	屋内ロビー	12:30～14:00
2/15	県立鳥取聾学校	国府町宮下	遊戯室	13:30～14:30
2/27	介護老人施設きたやま	八頭郡八頭町	地域交流室	14:00～15:00
3/2	特別養護老人ホーム若葉台	鳥取市若葉台南	地域交流ホール	14:00～15:00
3/16	NPOこのゆびとまれ	鳥取市千代水	プレイルーム	10:00～11:00
3/28	八頭町社会福祉協議会本所通所介護	八頭町宮谷	室内ディールーム	14:00～15:00

(資料6) 平成29年度生物の入手状況

1 寄贈・持ち込み

【入手先】 水産試験場/栽培漁業センター/各漁港/漁師/一般

甲殻類	数	魚類	数	魚類	数
アカガニ	1	アイナメ	1	ヒレコダイ	1
アカシヤトガリ	417	アハタ	1	ハニツギキンポ	1
アシガツリガニ	6	アカエイ	1	ハビキンポ	3
イカケリホンヤトガリ	3	アカカレイ	6	ホシザメ	3
イシガニ	2	アハチヤン	1	ホタテウミハヒ	2
ウチウヒ	1	イシガキダイ	4	ホテイウオ	1
ウミホタル	1	イシダイ	30	マコガレイ	1
オホウチウヒ	2	イセダイ	1	マサバ	19
クサコヒ	2	ウマツラハキ	2	マダイ	20
クガニ	33	オオハ	1	マツサウオ	3
クサシヤトガリ	16	オコゼ	2	ミノカサゴ	3
クサカヒヨコハザミ	39	オビツツヤ	1	メジナ	1
コシガニ	3	カサゴ	2	メダイ	1
ゴトウヤトガリ	5	カサザメ	1	メカサゴ	1
サナダミスヒガニ	4	カワハキ	48	その他	数
サメハタヘイガニ	17	キキ(淡水)	1	アオウミウシ	2
ザラザラチウコシホリヒ	2	キンハタ	4	アマフラシ	1
サカニ(淡水)	9	キンチャクダイ	1	イタコ	1
シヤノメカザミ	1	キンポ sp.	1	イタコ卵塊	1
シユイチケコフシガニ	1	クケンゲ	1	イシガメ	1
スウイガニ(雌雄)	104	クダイ	1	イソキンチャクsp.	2
スウイガニ(奇形)	1	ゴチsp.	1	イトマキトテ	137
スウイガニ(五輝星)8万円	1	コフダイ	1	ウミウシsp.	1
スウイガニ(白化)	1	コフウセンウオ	3	ウミシダ sp.	1
スウイガニ(脱皮中)	1	コフウセンウオ卵塊	1	オニナフシ	1
スウイガニ(色素異常)	2	ゴマフ	1	ケダコ	1
リバカラガニ	1	ゴンズイ	5	コウイ	3
タイワンカザミ	1	コハイトウ	3	コサゴニシ	12
ツノガニ	3	ササハハラ	3	ササI	2
ツノガコフシガニ	10	ザラビクニ	1	ササI/イワガキ	1
テホウヒ	1	シラ	1	ナマコsp.	3
トケツリヤトガリ	689	シウサイク	6	ハイ	42
トケツリヤトガリ	9	シロキス	1	ハホウキダイ	1
ハタカホンヤトガリ	10	ソウハキ	1	ヒカリウミウシ	1
ハリセンボン	6	ソウハチ	1	ヒョウモンダコ	1
ヒガニ	2	タツノオトシゴ	4	ホウスイ	1
ヒメミヒ sp.	2	トラザメ	3	マダコ	18
ヒメケコフシガニ	2	トラザメ卵	2	マナコ	18
ヒライガニ	1	チカツカ	1	マンリウウミウシ	2
ヒラコフシガニ	60	ナメカザメ卵	1	ムラサキウニ	21
フタハハニツガニ	2	ネズミゴチ	1	ヤマトタムシ	1
フタホシイガニ	8	ハオコゼ	1		
ハニスウイガニ(雌雄)	32	ハタハタ	6		
ミスヒガニ	4	ハチオコゼ	5		
ミツケホンヤトガリ	3	ヒカゴフ	2		
モクスガニ	5	ヒケニ	2		
ウタクスガニ	1	ヒラメ	1		

2 自家採取

採集(海採集)				採集(川・溜まり採集)	
魚類	27種	甲殻類	17種	魚類	13種
アコ	2	アカイガニ	482	カラムシ	未知数
アカイbaby	1	アカガニ	34	ギンボナ	未知数
アミメキ baby	10	cf.アカガニ	1	ミナミダカ	未知数
イタダ	55	イガニ	3	タイリクバラタナゴ	未知数
オカズナギ	2	イガニ	13	シマトシヨウ	未知数
オクハ	1	イヌシイビ	30	トシヨウ	未知数
カハキ	19	イナダガニ	1	ドンコ	未知数
キウセン	1	イナダガニ	1	オイカワ	未知数
クサガ	1	キンセンガニ	438	クヨシノホリ	未知数
クジメ	1	クアシホヤトガリ	72	ハセ sp.	未知数
クツハセ	1	クダヒメヨコバサミ	3	オイカワ	未知数
サヨリ	3	ヒメアカイガニ	315	ムキツク	未知数
シマイキ baby	1	ヒライガニ	123	カハキ	未知数
スギ	3	ハシナガニ	8	甲殻類	6種
ソラスメダ	15	ホヤトガリ	352	クダヒメヨコバサミ	58
タツノオトシゴ	3	ヒメナガホヤトガリ	17	サガニ	30
ナバカ	2	ヨコバサミ sp.	3	モクスガニ	19
ハコセ	6	その他	9種	ヌメビ	未知数
ヒラキ	1	アカニ	10	ヒメヌメビ	未知数
ヒゲダイ幼魚	8	アマフラシ	308	スジイビ	未知数
ホハ	2	イタダ	1	その他	6種
マシ	660	イトマキトテ	108	アカハライモリ	4
マサバ	1	ハナソウ	81	アマガイル	7
マダ	25	マキイ sp.	39	cf.ヒメゲンゴロウ	2
ムツク	1	マナコ	8	cf.ヨシマゲンゴロウ	4
メジナ	25	ムササギ	158	カニナ	未知数
ヨコシメフダイ	3	ヤマトメハ	1	タニシ	未知数

※未知数に関してはタモ採集目つ個体が未成魚の為数の確認及び種の特定をしなかったもの

※アカカガニに関しては館内に淡水飼育を行っているが、採集は海周辺の為“海採集”とした

※cf.(confer)に関しては種名は断定できないが限りなく近く、ほぼ間違いでないもの

※sp.(species)に関しては種の断定はできないが、仲間であろうもの

3 購入

甲殻類				魚類				魚類(淡水魚)				その他			
名称	数量	金額	単価	名称	数量	金額	単価	名称	数量	金額	単価	名称	数量	金額	単価
ゴシキ	1	3,000	3,000	アカコ	10	10,800	1,080	金魚	2	1,196	598	コヒトテ	10	2,600	260
カイムリ	1	4,800	4,800	カウテルニ	2	1,840	920	金魚	25	400	16	アオヒトテ	1	1,500	1,500
ユビワサゴヤトガリ	20	6,000	300	キリンシカサゴ	2	2,040	1,020	ブラッコゴースト	5	1,350	270	コヒトテ	5	1,300	260
スベスベマンジュウガニ	4	6,000	1,500	シモツクサハクオ	1	5,800	5,800	ハシバイアキラガ	10	2,800	280	活性サンゴ	4	9,600	2,400
効アツガニ	1	7,000	7,000	カウテルニ	6	5,520	920	RテールBシャーク	3	240	80	フォックスフェイス	3	4,680	1,560
カブトガニ	2	3,360	1,680	チンアナゴ	6	8,640	1,440	トランスルーセント	20	3,000	150	ササクラゲ	6	4,320	720
ユビワサゴヤトガリ	20	7,200	360	カラージュエリー	10	18,000	1,800	シリワグ	2	240	120	カクラゲ	6	9,360	1,560
メカネカラッパ	1	3,600	3,600	カラージュエリー	10	15,600	1,560	ガラ・ルーファ	50	7,500	150	カクラゲ	10	15,600	1,560
サガニ	4	960	240	CBアラクオセロット	6	12,240	2,040	ジョコレートモーラー	20	1,120	56	コヒトテ	10	2,600	260
トラカラッパ	1	2,160	2,160	カレクマミ	5	7,200	1,440	ガラ・ルーファ	30	4,500	150	カクラゲ	5	5,400	1,080
メカネカラッパ	1	3,600	3,600	クマミ	6	2,580	430	マーブルラミー	10	950	95	ミル貝	1	12,150	12,150
ヒガニ	1	3,000	3,000	シライト	3	2,700	900	エンゼルフィッシュ	5	800	160	淡水魚	10	700	70
モクスシヨイ	3	2,160	720	クマミ	5	2,150	430					シネケウニ	3	2,160	720
サガニ	3	720	240	ホリトスリソカ	4	7,680	1,920					カクラゲ	2	3,120	1,560
カブトガニ	4	6,720	1,680	カレクマミ	4	5,760	1,440					活性サンゴ	4	9,600	2,400
アサシモヒ	2	2,020	1,010	CBアラクオセロット	5	10,200	2,040					サンゴインキンチャク	3	4,320	1,440
フリゲヒ	1	1,440	1,440	ハナゲウツホ	1	4,080	4,080					マキガイ	20	4,400	220
オマールロブスター	1	20,970	20,970	ハライトキス	1	530	530					リュウキュウシロガイ	10	1,400	140
効アツガニ	1	13,000	13,000	チンアナゴ	10	3,000	300					セゾウイキンチャク	1	2,040	2,040
モクスシヨイ	5	3,600	720	ワホシキツネヘラ	1	2,880	2,880					ホットヘリ	1	6,000	6,000
				熱帯魚	1	798	798					コヒトテ	3	780	260
				熱帯魚	2	1,136	568								
				熱帯魚	10	1,830	183								
				熱帯魚	10	1,630	163								
				ワホシキツネヘラ	1	2,880	2,880								
				ツリダシ	1	2,160	2,160								
計		1,01,310		計		139,674		計		24,096		計		103,630	

